

平成 19 年 8 月 29 日
総 務 局

社団法人日本エレベータ協会の指定地方公共機関への指定について

東京都は、震災時のエレベーター対策を強化するため、**全国で初めて日本エレベータ協会を災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定します**。これにより、エレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出やマンション等のエレベーターの早期復旧が可能となり、避難住民の減少や避難期間の短縮などが期待できます。

記

1 指定の目的

震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出及びエレベーターの早期復旧による避難住民の減少や避難期間の短縮を図る。

2 対象機関

社団法人日本エレベータ協会関東支部

3 指定予定日（東京都公報掲載予定日）

平成 19 年 9 月 6 日（木）

4 指定の効果

- ① 東京都地域防災計画の作成及び実施に対する協力義務が発生する。
（地域防災計画に基づく閉じ込められた人の救出、エレベーター復旧についての協力）
- ② 協会加盟の保守会社は、緊急通行車両の申請を行うことができ、また、災害時優先電話の設置が可能となり、迅速な閉じ込められた人の救出及びエレベーターの早期復旧が図られる。

5 指定通知書手交式

- ① 日時 平成 19 年 9 月 6 日（木）午前 11 時から
- ② 場所 本部長執務室（第一本庁舎 9 階）

問い合わせ先

総合防災部	震災対策担当
電 話	03-5388-2537

[参考]

1 社団法人日本エレベータ協会

- ・ 設 立 昭和24年5月6日
- ・ 加盟社数 128社

2 首都直下地震による東京の被害想定

- ① 東京湾北部地震マグニチュード7.3の場合、14.5万台中9,200台のエレベーターで閉じ込めが発生
- ② 東京湾北部地震マグニチュード7.3の場合、エレベーターの運転停止や上下水道の被害などによる避難者は、約100万人発生

3 指定地方公共機関

- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に基づき、知事が指定
- ② これまで、都では鉄道・バス等輸送機関や放送事業者など39団体を指定

以上